

栗橋國際カントリー倶楽部 研修会規定

栗橋國際カントリー倶楽部研修会（以下、研修会という）は、本規定により運営する。

1. 研修会は本クラブをホームコースとした正会員で、JGAまたはクラブのハンディキャップが15以下の者をもって構成する。なお、ハンディキャップが15を超える者であっても研修会会長が認めた者については入会を許可する。
2. 研修会会員は相互に切磋琢磨して技術の向上を図るとともに、JGA制定のゴルフ規則ならびにその付属規則を研究、実践し、アマチュアイズムに基づき特にマナーについては他の一般ゴルファーの模範とならなければならない。
3. 研修会は前号の目的を達成するため、競技委員長の指示に基づき毎月2回、原則として月例会競技開催日と水曜杯開催日に研修会競技を行う。
4. 研修会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
会計	1名
会計監査	若干名
相談役	若干名
顧問	1名

5. 会長はクラブキャプテン（副理事長）がこれにあたり、他の役員は会長が指名する。
6. 研修会会員が次の各項のいずれかに該当するときは、会長が競技委員長と協議し、これを戒告または一定期間の競技出場停止、もしくは退会を命ずることができる。
 - (1) 本規定第2号に背反した行為があったと認められた者。
 - (2) 研修会の名誉を傷つけ、又は秩序を乱した者。
 - (3) その他研修会会員として不適切と認められた者。
 - (4) 年間を通して研修会の開催日に出席が著しく悪い者。
7. 会費は年間10,000円とする。中途入会も同額とする。
但し、継続して登録する者はその年度の1月中に納めなければならない。
8. 研修会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。なお、12月に開催する総会で会計報告を行うが、収支において赤字が発生した場合は研修会会員で按分負担となる場合もある。
9. 研修会総会は毎年1回とし、12月末日までに開催する。
10. 事務処理は、会長の指示によりクラブフロントが行う。

以上